

< 個人番号カードのイメージ >

表面(案)



表面 (基本 4 情報を記載)

- ・ 氏名・住所・生年月日・性別
- ・ サインパネルは住所変更などがあった場合に利用
- ・ 個人番号利用時の本人確認に利用
- ・ 写真が表示され、公的な身分証明書として利用
- ・ 本人同意があればコピー可能


裏面(案)



裏面 (個人番号を記載)

- ・ 1 2 桁の個人番号
- ・ 氏名・生年月日
- ・ QRコードにも個人番号を記録
- ・ ICチップには、利用者証明用電子証明書

< 申請・交付について >

平成27年10月	平成27年10月～	平成28年1月～
マイナンバーの付番	通知カードの送付、個人番号カードの交付申請	個人番号カードの交付
	マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を同封し郵送します。	市から、交付準備ができた旨の通知書を送付しますので、窓口へ来庁いただき、本人確認のうえ、交付します。
	<p>氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。</p> <p>スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能です。</p>	<p>交付手数料は無料。</p> <p>来庁は、交付時の1回のみで済みます。</p> <p>カード交付時に、暗証番号の入力。</p> <p>交付時にお持ちいただく書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(運転免許証など) ・交付通知書(ハガキ) ・通知カード ・住基カード(お持ちの方のみ)

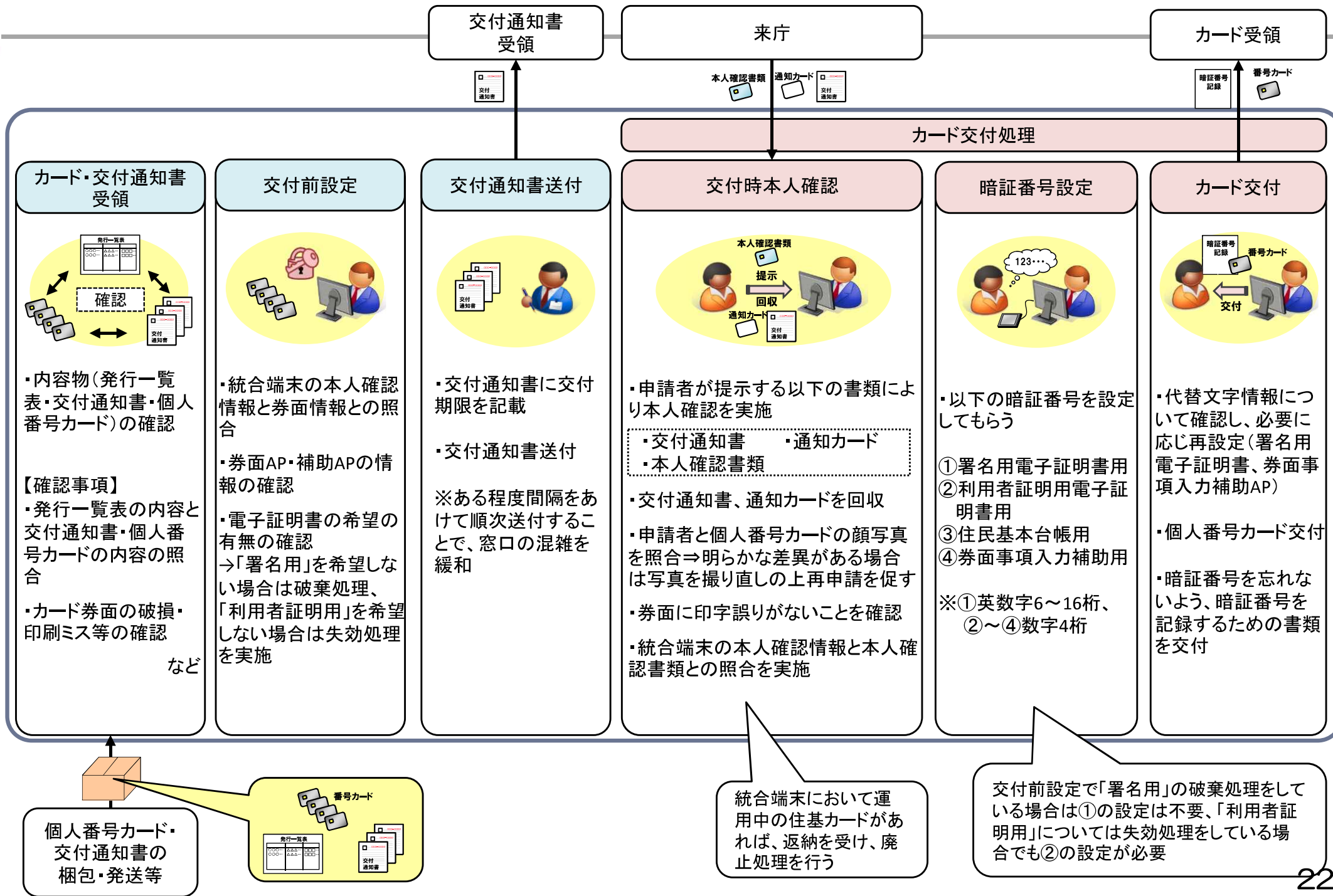
市区町村窓口における個人番号カード交付時の流れ(交付時来庁方式の場合)



住民

市区町村
住所地

事業者
(-)より業務委託



カード・交付通知書受領

発行一覧表
確認
交付通知書

- 内容物(発行一覧表・交付通知書・個人番号カード)の確認

【確認事項】

- 発行一覧表の内容と交付通知書・個人番号カードの内容の照合
- カード券面の破損・印刷ミス等の確認

など

交付前設定

統合端末の本人確認情報と券面情報との照合

- 券面AP・補助APの情報の確認
- 電子証明書の希望の有無の確認
→「署名用」を希望しない場合は破棄処理、「利用者証明用」を希望しない場合は失効処理を実施

交付通知書送付

交付通知書

- 交付通知書に交付期限を記載
- 交付通知書送付

※ある程度間隔を空けて順次送付することで、窓口の混雑を緩和

交付時本人確認

本人確認書類
提示
回収
通知カード
交付通知書

- 申請者が提示する以下の書類により本人確認を実施
 - 交付通知書
 - 通知カード
 - 本人確認書類
- 交付通知書、通知カードを回収
- 申請者と個人番号カードの顔写真を照合⇒明らかな差異がある場合は写真を撮り直しの上再申請を促す
- 券面に印字誤りがないことを確認
- 統合端末の本人確認情報と本人確認書類との照合を実施

暗証番号設定

123...

- 以下の暗証番号を設定してもらう

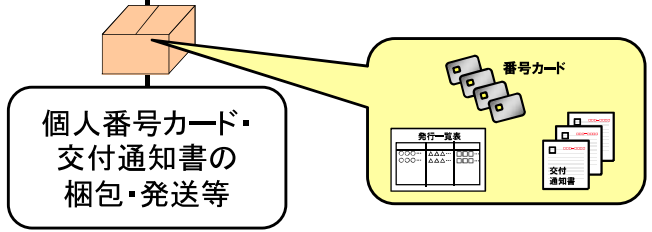
- 署名用電子証明書用
- 利用者証明用電子証明書用
- 住民基本台帳用
- 券面事項入力補助用

※①英数字6～16桁、
②～④数字4桁

カード交付

暗証番号記録
番号カード
交付

- 代替文字情報について確認し、必要に応じ再設定(署名用電子証明書、券面事項入力補助AP)
- 個人番号カード交付
- 暗証番号を忘れないよう、暗証番号を記録するための書類を交付



統合端末において運用中の住基カードがあれば、返納を受け、廃止処理を行う

交付前設定で「署名用」の破棄処理をしている場合は①の設定は不要、「利用者証明用」については失効処理をしている場合でも②の設定が必要